

避難情報

町では、みなさんの生命に危険が及ぶと判断した場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」を発令し、みなさんに避難を促します。避難情報を発令するときは、様々な状況を総合的に判断して発令します。

避難情報と住民のみなさんの行動

避難情報は、災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令します。町から発令される避難情報の入手方法(町のホームページ、防災無線等)について確認しましょう。町から発令される避難情報には、以下のものがあります*。

避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

避難準備・ 高齢者等避難開始

- いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。
- 避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、乳幼児をお連れの方など)は避難を開始しましょう。

避難勧告

- 避難場所へ避難をしましょう。
- 地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。

避難指示(緊急)

- まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

*必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

大雨のとき

各河川ごとの水位基準が避難を要する水位に達したときや、県と気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表したときに**避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)**を発令します。



大雨のときの避難行動

1

指定避難所
への移動

2

警戒区域等内の自宅など
から移動し、
安全な場所への避難
(公園、親戚や友人の家等)

3

近隣の強固で
高い建物等
への移動

4

建物内の安全な場所での待避
(家屋内の垂直避難)

やむを得ず、家屋内に留まった場合。安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策には斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。

屋外が安全で移動できる状態のとき

屋外が危険な状態などのとき

*特に、河川氾濫の浸水区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、みなさんが早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることになります。

地震のとき

大きな地震に伴って、建物の倒壊の危険や火災発生のため、避難が必要なときや、土砂災害の危険が切迫しているとき、または危険物取扱施設の爆発など、二次災害が発生する恐れがあるときに**避難勧告、避難指示(緊急)**を発令します。

火災のとき

大規模に延焼が拡大するおそれがあるときに**避難勧告、避難指示(緊急)**を発令します。

その他

災害が発生するおそれがあるときに**避難勧告、避難指示(緊急)**を発令します。

